うきは市指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

令和5年4月18日現在

指名停止業者	所在地	措置期間	措置理由	措置要件
九州電力株式会社 （※1 課徴金減免制度適用対象者）	福岡市中央区渡辺通2-1-82	令和5年4月18日から 令和5年10月17日まで (6ヵ月) （※2 課徴金減免制度適用対象者に対する軽減措置あり）	県内入札等における独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為の処分	措置要綱第3条別表2（5）

【うきは市指名停止等措置要綱第3条別表2（5）】

措　　置　　要　　件	期　　間
(独占禁止法違反行為) 5　県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12ヵ月以上18ヵ月以内

※1 :課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。

※2

うきは市指名停止等措置要綱第5条第3項による